

第 355 回滋賀県内水面漁場管理委員会 会議要録

1. 日 時 令和 4 年 8 月 10 日 (水) 15 時 00 分～16 時 00 分
2. 場 所 (一社) 環びわ湖大学・地域コンソーシアム 会議室
3. 出 席 委 員 林 英志 亀甲 武志 須藤 明子
池田 廣美 佐野 昇 池田 則之
轟 保幸 中野 博仁 三浦 公孝
4. 事 務 局 職 員 武田事務局長 三枝主任書記 上垣書記 岡部書記
杉江書記
5. 説 明 員 二宮技監 山田課長 酒井参事 上野課長補佐
三枝副参事(兼務) 上垣主幹(兼務) 西森水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 林 英志 印

署名委員 池田 廣美 印

署名委員 亀甲 武志 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 15時00分

武田事務局長 ただいまから、第355回内水面漁場管理委員会を開催いたします。
本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長 兼 水産課
漁政係長の武田でございます。

本日は、宮崎委員がやむを得ない事情のため欠席されています。須藤委員、中野委員は少し遅れて来られるとの連絡を受けております。従いまして、現時刻の御出席委員は7名であり、定員10名の過半数の皆様にご出席いただき、漁業法第173条において準用する同法第145条第1項の規定によりまして、本委員会は成立していることを報告いたします。

それではここからの議事につきましては林会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

林会長 それでは、ただ今から第355回内水面漁場管理委員会の議事に入ります。本日の議事録署名人は、池田委員、亀甲委員にお願いしたいと思います。

それでは協議事項にはいります。“滋賀県内水面漁場計画の樹立方針”について、水産課から説明をお願いします。

(1) 協議事項

1) 滋賀県内水面漁場計画の樹立方針

水産課説明 上垣主幹

林会長 それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

須藤委員 資料1-1の2ページ目の新旧比較表の基本方針について、特定外来種のオオクチバス・ブルーギルの記載が削除されていることがとても気になりました。書くほど大きな問題ではなくなったということでしょうか。

上垣主幹 外来種の影響が軽くなったから削除したわけではありません。コロナウイルスの記述等が加わり、あまり基本方針が長くなりすぎるのを避けるため記述を削除したもので、ご意見を踏まえまして外来種についても

触れることは全く差し支えありません。

須藤委員 あえて削除すると、改善されたから記述がなくなったのかなと感じます。外来魚に関しては記述があった方がいいと思います。

上垣主幹 オオクチバスのみならず、一部のダム湖ではコクチバスが非常に再生産を繰り返しているのを確認していますし、記述を加える方向で修正します。

林会長 基本方針の中では特定外来生物については漁場計画に含めないと書かれています。今言われたところではオオクチバスとコクチバスの記述を加えた方がよいというお話でしたが、どのように入れるのでしょうか？特定の魚種を入れるのでしょうか。

上垣主幹 内水面漁場が置かれている背景として、外来魚が依然として脅威であるという記述はなくても良いのかというご指摘でしたので、依然としてそれが解決されているわけではないですし、外来魚についての記述を加えようかなと考えています。

山田課長 新旧表でいう1枚目の基本方針の中の、本県の内水面漁場を取り巻く情勢のところにも外来魚のことをしっかり書いておくべきだということで、ここに追加させていただきます。後半の各漁業権の種類別漁場計画の作成方針の中では、外来種の記述について変更せずこのままでいこうと考えております。第5種共同漁業権において、例えばオオクチバスを免許には絶対含めないということや、仮に区画漁業権に要望があった場合においても当然オオクチバスの養殖は認めませんということの後半には記述しておりますので、問題ないかと考えております。

亀甲委員 ニジマスは管理外来種ですが、管理指針はどうなっているのでしょうか。

上垣主幹 ニジマスは本来外来種ですが、産業管理外来種と位置づけられておりまして、滋賀県でも現状沢山免許されています。新たな生息区域を拡大させないという基本方針が平成29年に定められています。

轟委員 丹生川漁業協同組合ではニジマスを放流していないのですが、今年は良くニジマスが釣れていて、アマゴ釣りの方からはニジマスばかりが釣

れると怒られています。他の漁協ではニジマスを放流しているようです。今後もニジマスの増殖は認めていく方針なのでしょうか。

三枝副参事

轟委員が言われているのは、丹生川漁協ではニジマスを放流していないけれども、隣接している漁協が放流しているニジマスがしみだしてきているのではないかということだと思います。確かにニジマスは日本にとっては外来種ですが、一方で各漁場等で長く利用されてきた魚種ということもあり、新たに生息域をどんどん拡大していないか、あるいは周辺の生態系に影響を及ぼしていないかということを嚴重に注意して管理した上で利用していきましょうという指針が国によって定められました。漁場計画の素案を作るにあたっては、現状ニジマスがどういった状態で利用されているのか、周辺にどのような影響を及ぼしているのかといったことを見極めながら、国の指針に基づいて素案を作成していきたいと思います。貴重な情報をありがとうございます。

轟委員

ニジマスは稚魚を食べるので、放流していないうちの漁協としては稚魚を食べられて大変迷惑しています。

林会長

ニジマスについてはなるべく放流しないようにしようという方針があるのではないのですか？

佐野委員

ニジマスは漁業権魚種として増殖目標にもあげられていますよね。あげられている以上は、それをこれ以上増やさないという方向の方が良いのではないかと思います。

山田課長

平成 29 年に水産庁が発表している産業管理外来種の管理指針では、ニジマス・ブラウントラウト・レイクトラウトの三種類がありますが、外来種であることと環境に一定影響もある一方、すでに相当利用されている魚種でもあります。それをたちまち使用禁止にするというのは現実的に難しい中で、産業管理外来種というくくりを新たに設け、産業として管理していく方針となっています。川の漁業権のみならず、養殖もありますので、例えば養殖池から逸脱しないような措置を施す等のしっかりした管理の中で利用していくという位置づけになったところです。今後については、新たな生息域の拡大に繋がるような新規の免許はしない方針ですので、その範囲内において検討が必要であると考えております。

佐野委員

問題なのは、漁業権をもっている組合がきちんと管理していても、各

河川の谷川支流を利用して個人的に釣り堀を作っているところが沢山あり、そういったところでは管理ができていないことです。結局その魚が河川に流れてきて、大きくなってしまっています。あちこちにある個人的な釣り堀について、どこにどれだけ何を放流しているのか全く把握できていない状況です。漁業権のある河川においては支流も全て漁業権があるはずで、本来個人的に放流できるわけがないはずですが、権利的には一体どうなっているのでしょうか。

林会長 それは公共の水面にニジマスを手勝手に放流しているということですか？

佐野委員 支流で魚を釣らしたりしています。

林会長 それはだめなのでは？

佐野委員 そういうのは一体どうなっているのでしょうか。届は出ているのでしょうか。

池田委員 池田養魚場というのをうちでしています。そこは漁業協同組合が管理釣り場と言いますか、濃密放流区として設定し、池田養魚場に管理料を支払って委託管理しているという形になっています。他のところは漁業協同組合との関係はどうなっているのか知りませんが、うちの場合は一応漁業協同組合の管理地です。

佐野委員 このような釣り堀について水産課がある程度調べてみないと。

池田委員 以前から何度か水産課から指摘がありました。うちではニジマスはやっていませんが。

佐野委員 他の釣り堀でニジマスをやっているところがあります。

池田委員 11月から12月にかけてイワナやアマゴは禁漁期間になるため、ニジマスは漁業権魚種に入れると年間通して営業ができるというメリットがありますから。

林会長 ニジマスや他のマスについては管理指針というのがありますので、行政上の指導や取締をする必要が生じた場合は頑張ってもらわないといけ

ないということになりますね。

佐野委員

朽木の奥の方でも、本流にもニジマスが下って流れてきて、何年か前から苦情が出ています。またそのサイズが本当に大きいんです。そういう個人的にやっている釣り堀も、多少の規制が入らないといけないと思います。以上です。

林会長

話を漁場計画の樹立方針についてに戻します。私から2点質問があります。

①漁場計画の方針は5年ごとに定めるということになっていますが内水面の免許期間は10年です。10年の免許を与えておいて、5年ごとに計画を立て直すのでしょうか。

②内水面の区画漁業権は現状では無いと説明がありましたが、無いのであれば区画漁業権そのものは5年なので、今ここで改めて方針の中に入れてなくてもいいのでは？

三枝副参事

前回の切替までは内水面においては共同漁業権しかありませんでしたので、内水面における漁場計画は10年ごとに作成していました。しかし漁業法の改正により、内水面であっても5年ごとに漁場計画を作成することが定められましたので、これは国の担当者からも聞いておりますが、仮に免許期間が10年のものしかなくても、その中間年にあたる5年たった時に切替が無くても漁場計画を作りなさいということだそうです。従いまして、もし仮に今回、来年の免許において10年の免許しかなかったとしても、5年後に内水面の漁場計画をお諮りして作るようになります。

2点目、区画漁業権について、たしかに前回の平成25年の漁場計画においては区画漁業権の樹立方針はありませんでしたが、その前の平成15年の当時には区画漁業権の樹立方針はございました。というのも、法律の建付け上内水面において免許することができるようになっていきますので、万が一要望があった際に、漁場計画の樹立方針を予め定めておかなければ、それが良いものか悪いものかを判断することも出来ません。そのため今回定めておくというところです。

林会長

前回の時は内水面の第二種区画が二か所ほどあったのではなかったでしょうか。だからそれを決めていたと思うのですが、今はもうありません。今回新たにこれからやるようなところというのは出てこないという説明があったので、あえて入れる必要はないのではないのでしょうか。内

水面で区画漁業権のできる水面というのはどこかにあるのですか？漁場計画を立てるのは行政側の仕事ですから。

三枝副参事 現状、具体的な要望をいただいているわけではないのですが、いわゆる灌

漑用のため池等において、例えば鮎などを養殖する場合、第二種区画漁業権の対象となりうりますので、あらかじめ方針を定めておきたいというものです。

林会長 第二種区画漁業権は一般の人も申請できるのですか？

三枝副参事 第二種の区画漁業権は個別漁業権に該当しますので、直接経営者免許として免許することは可能です。

林会長 わかりました。出てきたらそれに対応するということですね。
最後に今後の内水面委員会のスケジュールについて教えていただけますか。

三枝副参事 この先あくまで現時点でのスケジュールでございますが、今回は10月頃、利害関係者の意見聴取を行うにあたって、漁場計画の素案、案の案のような段階のものをお示しして、ご意見を賜りたいと考えています。その後、ご意見を踏まえた漁場計画の原案を作成し、漁業調整上の支障についてご意見を賜るため11月頃に開催予定です。最後に1月頃、最終の漁場計画案の諮問ということで、委員会としましては今年度中に3回の開催を予定しています。よろしく申し上げます。

林会長 他にご意見、ご質問はありませんか。

一同 (意見、質問なし)

それでは、ただいま審議のありましたとおり、滋賀県内水面漁場計画の樹立方針については、委員会からの意見を反映していただくようお願いいたします。

それでは報告事項にうつります。“アユ資源の状況”について、水産試験場から説明をお願いします。

(2) 報告事項

1) アユ資源の状況について

水産試験場説明 西森場長

林会長 ただ今の説明に対してご意見やご質問がありましたらどうぞ。

池田委員 春先アユが小さくて取れないということで非常に困りました。餌となるプランクトンが少なかったことが理由という説明でしたが、プランクトンが少なかったことの理由は何が考えられますか？

西森場長 現在分析をしているところですが、近年琵琶湖の栄養状態が低下しており、アユを育てる力が低下していることが考えられます。そのためにアユが痩せてしまったり、アユが少し沢山生まれてしまうと一匹あたりに当たるプランクトンの量が減ってしまいます。分析はなかなか難しいですが、今年はアユが多かったことが原因の1つと考えられます。

池田委員 秋の産卵状況を調べて、産卵が少ないということで人工河川に放流したはずですが、産卵の調査が合っていないということでしょうか。

西森場長 琵琶湖の天然の産卵数に対して人工河川で産卵させている量というのは微々たるもので、12月初めから早期のアユを確保するために放流は非常に重要ですが、それが大きく琵琶湖に影響を与えるほどの量ではありません。

佐野委員 人工河川を使うのは良いですが、人工河川へ放流したらせめて1週間くらい様子を見に行ってほしいです。産卵しても魚が増えると思えない魚が放流されているように思います。養殖屋さんにはまともな魚を放流してもらいたいですし、そうでないと人工河川の値打ちがないと思います。なぜプランクトンが少なかったのかというのは、今年は12月に大雪で水温が低かったことが原因だと思います。エリの魚はふっくらしてますが、河川に上がってくる魚は痩せてガリガリばかりです。5月になって回復してきたと言ってもしれています。今年は大雪で仕方がなかったと思うしかないですが、私が言いたいのは、人工河川ではしっかりと良い魚を放流して、良い魚を流下できるようにしてほしいということだけです。

酒井参事

毎年人工河川に放流する親魚は、淡水養殖漁業協同組合に委託をして、健康な魚を作っていただくようお願いしておりますし、放流するタイミングも事前に親魚の熟度調査をして、適切なタイミングで放流をしています。放流した後も水産振興協会に委託させていただいておりますが、担当者の方が毎日現場の管理をしながら運営していただいております。毎年度8トンの親魚を人工河川に放流する計画をしており、そこから見込める流下仔魚数というのは16億尾となっていますので、それがしっかり達成できるようにしていきたいと思っております。

佐野委員

今年は気を付けてやってほしいと思っております。なぜなら、全河川で水温が高温で、どこの川でも恐らく死んでしまっています。それがなぜかをきっちり調べてから人工河川に放流しなければ、人工河川は琵琶湖の逆水を使っているのです、本当に病気で全部死んでしまう可能性があると思っております。人工河川では温かい水を最初に入れて、それをだんだん冷やしていきますよね。その温かい水を入れた時に死んでしまう可能性が高いと思っておりますので、一週間もたないのではないのでしょうか。

西森場長

暖かい水と冷たい水を混ぜて、ちょうど良い温度にしたものを流しております。

佐野委員

その水温で何が出るか。あちこちでおかしな病気が出ているようなので、それを一度調べてから放流するようにお願いします。

西森場長

放流するアユについては水産試験場の魚病の担当者と、水産振興協会の職員と一緒に養殖業者のところに行きまして、魚病検査をさせていただいております。

佐野委員

養殖業者のところで病気が出ていなくても、人工河川に持って行ってから琵琶湖の逆水を使っているのです、それだけは確認してきちんとしていただきたいです。よろしく申し上げます。以上です。

林会長

他にございませんか。ないようでしたら本日の議題は以上ですので、これもちまして第355回内水面委員会を終了いたします。